

奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会における 意見に関する中間まとめ (寄せられた意見等追記版)

令和4年11月4日
(令和4年12月27日追記)

奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課

(注) 本資料は、奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会における議論のための資料として、「奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会における意見に関する中間まとめ」に、この中間まとめに対する意見募集により寄せられた意見等を追記したものです。追記した部分は、以下の形で示しています。

赤線枠内に、寄せられた意見をすべて追記しています。なお、意見を整理する都合上、意見の提出者が申告した該当箇所以外の箇所に追記したものもあります。

青線枠内に、寄せられた意見に関して、上記担当課としての考え方を暫定的に追記しています。

奈良県教育委員会が県立高等学校の望ましい入学者選抜の在り方について検討を行うにあたり、検討に資する意見を学識経験者等から聴取するため、令和3年10月15日に、奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を立ち上げ、以下のとおり、活発な検討や意見交換を行ってきました。

会議	議題等
第1回会議 (令和3年11月8日)	意見交換 など
第2回会議 (令和4年1月19日)	受検機会に関する事 など
第3回会議 (令和4年3月28日)	多様な生徒の受入に関する事 など
第4回会議 (令和4年6月2日)	多様な能力を評価する選抜方法に関する事 など
第5回会議 (令和4年8月29日)	論点整理 など

この度、検討委員会における意見交換について、一定のとりまとめが可能となる状況となりましたので、「奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会における意見に関する中間まとめ」（以下、「中間まとめ」という。）として、検討委員会での論点や出された意見等を整理しました。

今後、再度、検討委員会を開催し、検討や意見交換を行いますが、この中間まとめを公表し、生徒やその保護者、学校関係者はじめ、広くご意見を求め、その参考としたいと考えています。

つきましては、中間まとめについてのご意見を、以下の要領で、募集します。幅広いご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

意見募集の期間

令和4年11月7日（月）～令和4年12月6日（火） 必着

意見の提出先

奈良県教育委員会事務局 高校の特色づくり推進課 高校教育指導係

【郵 送】 〒630-8502 奈良市登大路町30番地

【Googleフォーム】

<https://forms.gle/eziJFpvsCdyFcXix7>



第1 本県における現行の入学者選抜にかかる現状と課題

1 各種選抜の実施状況と課題

現行の高等学校入学者選抜は、特色選抜、一般選抜、二次募集、追検査などが実施されている。はじめに、それぞれの選抜の現状と課題について以下に整理する。

(1) 特色選抜等

特色選抜は、専門学科、普通科の特色あるコース、県立高等学校適正化実施計画の対象校（以下、「特色選抜実施学科等」という。）を対象として、実施している。令和4年度入学者選抜においては、県立学校分で募集人員2,795名のところ、出願2,459名と、出願倍率は0.88倍となっている。

<特色選抜（全日制課程）実施状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
募集人員	2,643	2,683	2,888	2,888	2,688	2,528	2,528	2,592	2,792	2,795
出願時未充足	124	171	210	304	241	227	298	444	469	520
受検倍率	1.34	1.31	1.22	1.17	1.12	1.13	1.06	0.92	0.88	0.88

現在、受検倍率は低下傾向にあるが、このような現状の背景として、専門学科等で学んでいる内容が、中学生に十分伝わっていないという指摘がある。各高等学校では、中学生の高校見学や、コロナ禍においてもe-オープンスクールの実施など様々な工夫が行われているが、各学校の魅力が中学生や保護者に十分届いているとはいえない現状にある。さらに、中学生が専門学科等を選択しにくい理由があるのではないかと指摘もある。これまでから、「普通科は進学、専門学科は就職」という硬直的な見方について以前より懸念が示されている^{*1}が、中学生が高校卒業後の進路について、まだ明確なキャリアパスを描くことができていない場合、「とりあえず普通科へ」という思考が働くのではないかと分析も考えられる。専門学科から、その専門的な学びを生かした進学者も増えているなどの実績を示す必要がある。

(2) 一般選抜

一般選抜は、特色選抜を実施しない学校・学科及び特色選抜の未充足枠を合わせての募集を実施している。令和4年度入学者選抜においては、県立学校分で4,756名（内特色選抜未充足分524名）のところ出願4,599名と、出願倍率は0.97倍となっている。

<一般選抜（全日制課程）実施状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
募集人員	5,955	5,914	5,678	5,603	5,625	5,620	5,647	5,352	4,734	4,756
出願時未充足	189	201	203	324	318	327	531	860	710	632
受検倍率	1.10	1.12	1.11	1.07	1.05	1.04	1.00	0.92	0.94	0.97

*1 県立高等学校適正化推進方針（平成30年4月13日 県教育委員会）<https://www.pref.nara.jp/secure/195097/kihonhoshin.pdf>（P3）において、硬直的な見方への懸念を示した上で、「専門学科において進学を含めた多様な進路に対応できる幅広い教育課程を検討する」としている。

一般選抜においては、特色選抜未充足分を除くと一定の受検倍率となると考えられ、まずは、特色選抜対象校の応募者増に向けた取組が必要であると考えられる。なお、一般選抜の不合格者数は、以下のとおりで、出願者数の1割前後で推移している。受検倍率が低下する中でも、不合格者数の割合が大幅に低下しないことの背景として、一部の高等学校への出願の集中が見られ、このことが近隣の府県の高等学校への進学者増につながっているのではないかという懸念もある。

<一般選抜（全日制課程）における不合格者数>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
出願者数	6,582	6,614	6,315	6,010	5,929	5,837	5,679	4,926	4,447	4,599
不合格者数	828	917	843	732	629	545	565	425	393	489

①一般選抜において不合格者数が多いと初めて知った。

大阪府では事前に私立高との擦り合わせ会があり、私立合格内定を聞いた上で志望校を決めると大阪の保護者数名から聞いた。早くに私立をつかみ公立対策に集中するのが定石、と。同じように擦り合わせ会を持つのが良いか、またその真偽の程度はわからないが、奈良県の受験生の不利には思う。

・本県における公立高等学校入学率（入学者数／志願者数）は、90.4%で、全国合計の80.1%を上回っています。（R3学校基本調査のデータを使用）

・大阪府が86.0%であることと比較において、必ずしも奈良県の受験生が「不利」（不合格となる割合が大きい）な状況にあるとは言えません。

ここで、県内の公立中学3年生の県外への進学状況を見ると、以下のとおりで、令和2年度入学者選抜実施年度から、県外進学率が上昇している。

<公立中学3年生の県外進学者の割合（全日制・定時制課程）>

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
公立中学卒業生数	12,081	12,099	11,949	11,552	11,527	11,132	11,011	10,559	10,286	10,512
県外進学者数	1,425	1,459	1,450	1,408	1,343	1,326	1,290	1,519	1,429	1,442
県外進学者の割合(%)	11.8	12.1	12.1	12.2	11.7	11.9	11.7	14.4	13.9	13.7

②県外進学者のうち、公立と私立の割合はどれくらいになるのでしょうか。また、住んでいる地域が他府県に進学した方が通学に楽という理由はないでしょうか。住んでいる地域で進学先の選択肢が狭まるのであれば、学生寮に下宿して通学する方法などを検討した方がよいと思います。

・本県中学校等の令和4年3月卒業生における県外進学者のうち私立学校に進学している者の割合は92.5%でした。（県教育委員会調べ）

・御指摘のとおり、例えば大阪府に隣接する市の県外進学率が高いなど、地理的な条件が県外進学の一因の一つとなっていると考えられます。

・奈良県高等学校総合寄宿舍及び2つの県立学校寮を設置しているので、その効果的な活用方法について検討を行います。

この背景としては、県内の高等学校全体として、県内の中学生の約1割の生徒に対して、そのニーズに応える教育が提供できていないという課題や、近年の私立高等学校授業料実質無償化等の影響もあるのではないかと考えられる。県内の子どもを県内の初等・中等教育において、県教育振興大綱の基本的な方向性の中で豊かに育むことが、本県教育行政に期待するところである。

③ 県立高校の受験生の割合が示されているが、この数値と県立高校を削減した時期を照らし合わせてみる必要があるのではないかと考えられる。県外へ流出している原因が、県立高校削減し、普通科を減らし続けてきたことに起因していると思います。中学3年生で、明確な進路を考えられる生徒は少ないと思います。「とりあえず普通科」ではなく「普通科を希望」しているのだと思います。

・ 県内の中学校を卒業し高等学校に進学した者（通信制課程を除く）のうち、県外高校への進学した者の割合は以下のとおりです。（学校基本調査のデータを使用）
奈良県（H29：10.83%、R3：13.49%）増加率24.6%
全国（H29：4.57%、R3：5.66%）増加率23.9%
このデータからは、
・ 県内の中学卒業者が県外の高校に進学する率は高いこと
・ 平成29年度と令和3年度の比較において、本県・全国とも増加していることが読み取れます。
・ 増加の原因は複合的なものと考えられますが、本県・全国に共通する理由としては、本文のとおり、令和2年度からの私立高等学校授業料実質無償化の影響が、その一つとして考えられます。

④ 特色選抜のニーズが低いことや、一般選抜で不合格になった生徒が県外に流れる問題について、認知度や受験システムの問題としか捉えることができていないように感じる。そもそも、奈良県立高校の学校や教育の魅力を増していく方向性の論点が欠けているのではないだろうか？ 県外の高校を選んだ層から調査や他府県の公立高校との比較などの視点がない。大阪府だとクリエイティブスクール・エンパワーメントスクール・GLH・総合学科など多様な手法で魅力的な高校を作ろうとしている。京都府では、SSH・スペシャリストネットワーク・グローバルネットワーク・京都フロンティアなど教育委員会が高校改革に本気で乗り出している。奈良県は制度だけを変えようとしているように見える。そうではなく、保護者や生徒が未来に向けて学びたいと思える高校を作ることが本丸ではないだろうか。奈良県の公立高校に魅力を感じずに他府県に引っ越したり、県外私学に流れたりしている現状はないのだろうか？ 今回の改定作業でそのような議論にはならないのだろうか？ 部活動が社会体育化される昨今では、中堅以下の公立高校の魅力は減るばかりである。他府県の例を参考に奈良県公立高校改革を本気で取り組まなければ、近畿でも時代遅れの教育になってしまうだろう。教育に意識の高い家庭は、奈良県から遠ざかっていくだろう。そういった根源的な問題を議論できるメンバー構成で、高校改革を議論してはもらえないだろうか。中学生・小学生の一人の親として、他府県の高校が魅力的に見えて仕方ない現状である。

- ・ご指摘の内容に関しては、本文で「県内の中学生の約1割の生徒に対して、そのニーズに応える教育が提供できていないという課題」として、課題意識を表明しています。
- ・本県においても、SSHや教育課程研究開発学校、さらには、ワールド・ワイド・ラーニング推進校・国際バカロレア認定を目指す学校など、特色ある学校づくりを進めておりますが、今後も他県の例も参考に、さらなる魅力づくりに取り組めます。

(3) 二次募集の実施状況

以下のとおり、二次募集における全日制課程の受検者・合格者数は、例年募集人員を大きく下回っている。一方、例年一定数の生徒が二次募集を経て県立高等学校に入学しており、セーフティネットの機能を果たしていると考えられる。

<二次募集（全日制課程）実施状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
募集人員	213	229	218	329	330	341	542	858	701	644
受検者数	62	76	62	64	108	70	117	100	62	51
合格者数	55	60	48	63	67	64	114	93	47	44

(4) 定時制課程・通信制課程の選抜

定時制・通信制課程の入学者の状況は、以下のとおりであり、特に、夜間を主とする課程における入学者が減少している。これを受け、県教育委員会では、夜間を主とする課程の再編を実施することとし、令和5年度入学者選抜から、募集人員を縮小する。今後も、本県高等学校教育の多様性の確保のためにも、定時制・通信制課程の規模の適正化を図りつつ、進学先の選択肢として確実に設置を続けることが重要である。

<定時制・通信制（分校を除く）の入学者の状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
定時制課程合格者数	242	209	193	172	205	174	192	165	127	146
（うち 夜間課程）	93	59	56	45	69	36	44	31	21	29
通信制課程合格者数	67	61	70	80	100	70	77	93	92	96

なお、定時制・通信制課程の入学者選抜は、一部を、特色選抜・一般選抜・二次募集とは別日程で実施^{*1}している。それぞれの課程に入学する生徒のニーズを踏まえ、適切な日程設定が求められる。

(5) 追検査

追検査は、特色選抜や一般選抜を、インフルエンザ等に罹患するなどやむを得ない理由により欠席した者に対して、3月下旬に実施される検査で、平成31年度入学者選抜から実施している。これまで対象となる受検生はいなかったが、やむを得ない理由により検査を欠席せざるを得ない者への機会の確保は重要であり、今後、設定が必要である。

*1 大和中央高等学校定時制課程は特色選抜と二次募集と同日程、他の定時制課程は一般選抜（定員未充足の際は二次募集）と同日程、大和中央高等学校通信制課程は一般選抜と同日程と別日程で実施している。

なお、新型コロナウイルス感染症については、状況が常に変化するため、令和3年度及び令和4年度入学者選抜において、当該年度の感染状況に応じた対応がなされた^{*1}が、追検査での対応を含め、恒久的な対応への移行の検討が必要である。

2 入学者選抜における特別な措置等

現行の高等学校入学者選抜においては、個々の受検生の多様な状況に対応するため、帰国生徒等特例措置等様々な措置等を講じている。

それぞれの措置等の現状と課題について以下に整理する。

(1) 帰国生徒等特例措置

中学2年生の1月以降に帰国した生徒、小学4年生以上に編入学した中国等引き揚げ者等及び外国人を対象^{*2}に、特色選抜において国語に代えて作文の検査を実施している。受検者数の推移は以下のとおり。

<帰国生徒等特例措置実施状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
法隆寺国際	2	1	3	2	1	3	4	2	2	1
高取国際	2	6	1	2	7	3	6	2	2	2
二階堂	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-
国際	-	-	-	-	-	-	-	4	0	1

この制度に関しては、帰国生徒等の中学生にとって進路の確保につながっているという評価が高く、継続実施を検討するとともに、高等学校における日本語指導の制度化への対応や、高等学校卒業後の進路の選択肢の確保などに向けた検討も行うことが望まれる。

(2) 定時制課程成人特例措置

20歳以上の者を対象に、作文及び面接により、判定を行っている。実施状況は、以下のとおり。

<定時制課程成人特例措置実施状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
特例措置による合格者数	11	3	4	2	6	0	2	5	0	0

この制度は、これまで、定時制課程教育振興の趣旨である働きながら学ぶ青年に対する機会均等の保障等^{*3}に一定の役割を果たしてきた。一方で、民法改正により令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことや、本制度の実施状況を踏まえ、今後の在り方について検討が必要である。

*1 令和3年度入学者選抜では、受検会場までの移動が困難なケースを踏まえ中学校での受検を可とし、1中学校で2名を対象に検査を実施した。令和4年度入学者選抜では、陽性者や濃厚接触者に対し、後日の追検査（口頭試問）を実施し、30名が対象となった。

*2 帰国生徒等特例措置の出願資格は、以下のとおり数回の緩和を経て、現在に至っている。

・平成10年度入学者選抜から 要件に外国人生徒（入国後3年以内）を追加

・平成19年度入学者選抜から 外国人生徒の要件を「小学校第4学年以上に編入学」に変更

*3 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）第1条

(3) 全国募集

保護者の本県への転居を要件としない県外中学校卒業生の募集（全国募集）について、現在、指定運動部（5校6競技）、指定学科（1校1学科）^{*1}及び十津川高校入寮希望者を、募集人員のそれぞれ15%を上限として受け入れ可能としている。受け入れ状況は、以下のとおり。

<全国募集 実施状況（合格者数）>

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
指定運動部	13	20	21	20	22	23	29	34
指定学科	—	5	3	4	3	3	1	3
入寮希望	—	—	—	—	2	5	1	1

これらの受け入れは、県外の生徒にも本県の特徴ある教育を受けることができる機会を与え、そのことで、当該学校や地域の活性化に資するものでなければならない。今後の制度運用に当たっては、その趣旨の徹底を図るとともに、地域等の理解を得ながら、対象の拡大を含めた検討が必要である。

なお、別途、県内スポーツ団体（一定の要件を定め県教育委員会が認可した団体に限る）での活動のため、県外から来県する者に対し、公立高等学校の受検を許可している。

(4) 検査等における合理的配慮

身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される受検生に対しては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例^{*2}の趣旨に基づき、中学校で行われていた配慮を参考に、特別の配慮を実施している。

令和4年度入学者選抜においては、合計43名の受検生に対し、別室受検、問題用紙・解答用紙の拡大、問題文の読み上げ、ICT等支援機器の活用等の配慮を実施した。

引き続き、法や条例の趣旨に基づいた対応が求められるが、様々な支援方法を理解し、より本人に必要な支援方法を検討することや、入学後の支援との接続等、取組の充実が求められる。

*1 指定運動部…山辺高校（馬術部、ライフル射撃部）、御所実業高校（ラグビー部）、宇陀高校（自転車競技部）、王寺工業高校（ボクシング部）、十津川高校（ボート部）

指定学科…御所実業高校（薬品科学科）

*2 法第8条第2項：事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

条例第9条：何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が本人に代わって行ったもの及びこれらの者が本人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 選抜に用いる資料の取扱い

高等学校入学者選抜では、特別な事情がある場合を除き、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料とすることとされている^{*1}。その調査書の記載内容や取扱いは、公立高等学校においては、各都道府県により基準が示されているが、本県では、調査書のうち各学年の学習成績については生徒指導要録の評定を用いることとし、「2年生：3年生＝1：2」の比率で取り扱うこととしている。

高等学校入学者選抜における調査書の取扱いについては、「調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討すること。例えば都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図ること。」^{*2}などの留意点も示されている。

なお、全ての県立学校では、本年度に教育活動に関する3つの方針（「スクール・ポリシー」）^{*3}を策定した。とりわけ、入学者受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を示していることから、これを、どのように入学者選抜に反映させるのかについての検討も必要である。

⑤現在の調査書は、全ての教科における評価として内申点が付けられているかと思います。特に、ある教科が秀でていても、他教科ができていなければ、内申点は下がり、秀でた部分を伸ばす進路に進むことはできません。我が子は、昨年度中学を卒業しましたが、進路決定に向け、かなり苦しみました。数学で90点以上を取り、提出物も出していたのに、ワークに計算の途中式を書いていなかったからという理由で成績は5ではなく、4でした。途中式なんか書かなくても解ける問題なのに納得いかない息子は苦しみ、さまざまなことが重なって不登校にもなりました。その他の教科においても成績の付け方について尋ねたところ、主体的に学習に取り組む態度などの評価の仕方を理解できていない教師もいました。息子は5教科の成績は良かったものの副教科の部分で成績は伸びず、行きたい公立の高等学校を受験するには内申点が足りませんでした。結局、息子の秀でた部分を伸ばすために私学を選びました。そもそも成績の付け方が各学校任せ、各教師任せ、教え方も教師主体のままといった教育の根本を見直し、教育の質を高めなければ、生徒も納得する内申点にはならないと考えます。通った中学、担当となった教師によって、進路は大きく変わってしまいます。息子のように、理不尽な評価で苦しむ生徒がいなくなることを願っています。また、一つの科目でも秀でた部分がある生徒が、偏差値に関係なく、どの高等学校でも受験できるシステムにすることで、その分野での才能をより高め、社会に貢献していける人材となると思います。本当に生徒のためとなる入試改革、教育改革を願っています。

*1 学校教育法施行規則第90条

*2 平成31年3月29日文科科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」5(1)

*3 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則第12条の2第2項第1号の規定により、各県立学校において、中期計画の中に、学校教育法施行規則第103条の2各号に規定する方針を定めることとしている。

- ・現状の選抜制度においても、教科の加重配点、調査書・学力検査の比重などについて、学校毎に設定できるようにしており、今回の制度変更後も維持する方向で検討します。
- ・なお、学校毎の裁量を、どの程度認めるべきかという点には様々な意見があり、今後、さらに議論を深めます。
- ・中学校における観点別の学習状況の評価については、評定の基礎となる資料でもあることから、より適切な評価となるよう、学習指導研究会等での研修の充実に努めます。

⑥アドミッションポリシーは、高校の裁量権を大幅に拡大させていることが問題であり、発想そのものが、県立高校にそぐわないのではないかと思います。

- ・アドミッションポリシーの策定は、前頁欄外に示しているとおり、学校教育法施行規則第103条の2に規定されており、本県の高等学校等管理運営規則においても規定を設けています。
- ・同ポリシーを含めた三つのポリシー策定の際は、県教育委員会と学校が協議の上策定したミッションを踏まえたものとなっており、この意味で、各学校が無制限の裁量権をもつものとは考えておりません。また、同ポリシーを含む中期計画は、奈良県教育振興基本計画（「奈良の学び推進プラン」）を踏まえて策定しており、この点においても、各学校に無制限の裁量権を与えるものではないと考えます。

4 選抜の実施日程

県立高等学校の入学者選抜は、次頁の表のとおりで実施されている。会場準備、検査、採点、集計、合否判定、発表という一連の流れを複数回実施する高等学校にとって、日程が過密となっており、この期間の教育活動も制約を受けるものとなっている。中学校における進路指導においても、特色選抜で不合格となった生徒への一般選抜に向けた指導は、タイトな日程の中で行われている。

また、特色選抜、一般選抜の設定により、複数の受検が可能となっているが、その対象となっているのは、「特色選抜実施学科等を第一志望とし、それが不合格になった場合に、特色選抜の未充足枠又は一般選抜実施学科を志願する者」であり、複数校志願などを検討することにより、同等の機会保障ができる可能性がある。

令和5年度奈良県立高等学校入学者選抜の日程

月	日	曜	実施事項等				
1			※学習成績一覧表等の提出(1月中旬)				
1	水						
2	木						
3	金						
4	土						
5	日						
8	月						
7	火						
8	水						
9	木						
10	金						
11	土		建国記念の日				
12	日						
13	月		願書受付	調査書等提出		願書受付	
14	火		願書受付	調査書等提出		願書受付	
15	水		特色 選抜 特別措置 帰国生徒等		大和中央 高校 定時制課程 (A選抜)		
16	木						
17	金	学力検査等※		欠席届提出		学力検査等	欠席届提出
18	土	学力検査等※		欠席届提出			
19	日						
20	月						
21	火						
22	水						
23	木	天皇誕生日					
24	金			合格発表			合格発表
25	土						
26	日						
27	月						
28	火						
1	水						
2	木						
3	金		願書受付	調査書提出		願書受付	
4	土						
5	日						
6	月		願書受付	調査書提出		願書受付	
7	火						
8	水						
9	木						
10	金		学力検査等	欠席届提出		検査	
11	土						
12	日						
13	月						
14	火						
15	水		合格発表★				
16	木		合格発表			合格発表	
17	金						
18	土						
19	日						
20	月			受検届提出			
21	火	春分の日		追検査			
22	水		願書受付	調査書提出		願書受付	
23	木				学力検査	合格発表	
24	金		検査	欠席届提出		検査	
25	土				学力検査	欠席届提出	
26	日						
27	月		合格発表			合格発表	
28	火					願書受付	
29	水					検査	
30	木					合格発表	
31	金						

※ 特色選抜の学力検査等は、2月17日、18日の2日間実施する場合がある。また、大和中央高校定時制課程（A選抜）及び帰国生徒等特別措置の学力検査等は、2月17日のみ実施する。

※ ★は、特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）の合格発表。

※ 定時制課程成人特別措置は、一般選抜及び大和中央高校【A選抜】において実施する。

※ 大和中央高校通信制課程入学願書の用紙は、同校で次の期間に交付する。
12月2日、1月22日、2月4日、2月26日、3月12日は、午前9時から午後3時まで。
3月27日は、午後1時から午後5時まで。

第2 今後の奈良県立高等学校入学者選抜の改善の方向性や内容

1 基本的な方針について

1-1 高等学校入学者選抜は、自らの進路希望に基づいて高等学校の選択ができる選抜であり、かつ、受検生の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定される選抜であること。

高等学校入学者選抜は、生徒が中学校（中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）段階までに身に付けた力を、高等学校において発展・向上させ、高等教育や社会に送り出すという高等学校の役割を踏まえ、各高等学校が学校教育法施行規則第103条の2の規定に基づき定める、「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、本人の進路希望に基づいて選択された当該高等学校において学習し、卒業するために入学段階で必要な能力・適性等を判定するために実施するものである。

1-2 入学者選抜を行うに当たっては、公正かつ妥当な方法によって、受検機会や選抜方法における公平性・公正性の確保を図る。その際、障害の有無、国籍等、居住地域等に関して多様な背景をもった生徒の受入れに配慮する必要がある。

入学者選抜における公平性・公正性の担保は、入学者選抜に対する県民からの信頼を得るために最も重要な事項であり、入学者選抜に係る全てのプロセスにおいて留意しなければならない。また、この公平性・公正性の担保は、形式的・一律的な方法により成し得るものではなく、受検生一人一人の実情を視野に入れたものでなければならない。なお、障害の有無などに関して多様な背景をもった生徒に対し入学者選抜において必要な配慮を行い、結果として多様な生徒を高等学校に受け入れることは、高等学校教育にとっても重要なことである。

1-3 受検生の能力・意欲・適性の評価・判定に当たっては、各校のアドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。なお、高等学校入学者選抜の方法等は、中学校及び高等学校における教育に相当程度の影響を与えることから、その影響について十分な配慮を行うこと。

高等学校入学者選抜は、中学校における教育と高等学校の教育を接続する教育の一環として実施するものであり、各高等学校が明示しているアドミッション・ポリシーに基づいた選抜であるとともに、中学校で行われた学力の三要素を踏まえた学習の成果を評価・判定を行うものでなくてはならない。

なお、高等学校入学者選抜の方法等は、内容的にも日程的にも中学校及び高等学校の教育に相当程度の影響を与えるものであり、前述のとおり、学力の三要素についてバランスよく把握することにより、中学校教育における学力の三要素への視点を下支えするとともに、日程的にも慎重に検討し、高等学校入学者選抜が、中学校及び高等学校の教育活動に与える制約を、最小化する努力が必要である。

2 選抜方法・日程について

2-1 「特色選抜・一般選抜」について、「(仮称)共通選抜」として、日程を原則一本化してはどうか。

第1の4で述べたとおり、現在の入学者選抜の日程が過密なものとなっていると同時に、高等学校の教育活動の実施に時間的な制約を与えている現状がある。これまでの選抜方法・日程の良さを確保しつつ、特色選抜・一般選抜の日程の一本化を図る方法を検討すべきである。

これまで、特色選抜の実施により、専門学科等で学びたい意欲をもっている受検生に対し、意欲や適性を踏まえた入学者選抜を行うこと、複数の受検機会を提供することを可能としてきた。このため日程の一本化の際は、特色選抜が果たしてきたこれらの機能を維持するため、以下の各事項について検討を行うことが望ましい。

⑦特色選抜、一般選抜の時期一本化には賛同します。検討事項はあるにしても、現行は時期が開き過ぎているように感じます。

・特色選抜、一般選抜の時期一本化の方向で、検討を進めます。

⑧特色選抜と一般選抜の日程一本化には賛成します。特色学科の入試も基礎学力を上げる為にも入試を一本化、試験内容も一本化で良いと思います。実技試験のある学科でも同じで良いと思います。

偏差値で輪切りしたくない、その考えは理解できますが、奈良県の小、中学校全国模試の成績が下がって来ていることも看過できない事実です。

どの学科を選ぶにせよ、基礎学力は必要です。高校を一步出れば、そこはシビアな競争社会です。地域で育てる子供たちにも、しっかりと生きていける力を付けることは大切な事と思います。

・特色選抜、一般選抜の時期一本化の方向で、検討を進めます。

・試験内容の一本化については、一律的な選抜方法は、多様な生徒を対象とした選抜にそぐわないと考えますが、学校にどの程度裁量を認めるのかについて、議論を深めます。

⑨日程の問題ではなく、高校のカリキュラムについても問題があるのではないのでしょうか。私は10年前に特色選抜を受けました。英語の専門的に学べるということで専門の学校を志望しましたが、周りの生徒の中には早く受験を終わらせたいという生徒が少なからずいたと思います。

特色選抜の魅力が少なくなっているのは、子どもの将来について親が不安をもっているからではないのでしょうか。専門科に進学すると普通科とは違い、勉強するカリキュラムも偏りがでてしまいます。途中で国公立大学に進学したり、就職する際に数学が履修できなくて困るという生徒が少なからずいたように思います。受験の日程の問題だけでなく、高等学校で学ぶ内容についてもある程度見直しが必要だと思います。正直なところ、出身の高校の偏差値によって人を評価する学歴主義のような風潮がまだ根強いと思います。進学する高校によっては、肩身の狭い思いをする子どももいるかもしれません。そうした風潮を変えて、長所を伸ばしたり、学生が学ぶ姿を温かく見守れる社会になってほしいです。

また、日程を一本化する場合、大学のセンター試験のように、一般選抜と特別選抜で共通する3科目については同日程で行い、別日程で一般選抜希望者は残り2科目、特別選抜希望者は実技などの科目を受験するようにしてはどうでしょうか。

- ・中学生が各高校で学べる内容を理解した上で進路選択ができるよう、高校からの情報発信強化に努めます。
- ・一本化の際の実施日程上の工夫は、学校の裁量をどの程度認めるかの議論ののち、具体的に検討します。

2-1-1 「特色選抜・一般選抜」の日程一本化の際は、各学校ごとに複数の選抜方法を設定することなどを可能としてどうか。

「特色選抜・一般選抜」の日程一本化の際は、これまで特色選抜が果たしてきた「選抜方法の多様化」という機能を維持する観点での検討が必要である。具体的には、面接や独自検査の実施、選抜に用いる学力検査の科目数や調査書と学力検査の比重の設定、複数の選抜方法の設定など、各学校ごとに必要な選抜方法を設定できる制度である必要がある^{*1}。

なお、このことは、特色選抜の機能維持という観点はもちろん、第1の3に示した各学校のアドミッション・ポリシーの選抜方法への反映という観点からも重要である。

2-1-2 「特色選抜・一般選抜」の日程一本化の際は、複数校を志願することを可能としてどうか。

これまでの特色選抜は、専門学科等で学びたい意欲をもっている受検生に対し、複数の受検機会を提供してきた。これを維持するために、専門学科等で学びたい意欲をもっている受検生に対する複数校志願の制度を導入することが適当である。

対象となる受検生は、専門学科等で学びたい意欲をもつ受検生とし、これまでの特色選抜実施学科等を第1希望校とする受検生に加え、特色選抜実施学科等とそれ以外の学科を同時に志願している受検生とすることが望ましい。なお、普通科を第1希望校とする受検生が普通科を第2希望校に設定することは、現在の普通科におけるいわゆる偏差値序列を助長する恐れがあることから、適切ではないと考える。

具体的な選抜方法としては、専門学科等において、募集人員の内、事前に定める人員について、第1希望校の合格者を決定し、その後、残りの人員を、第2希望校を含めた志願者から合格者を決定する方法が考えられる。

⑩ 専門学科等で学びたい意欲をもっている受検生に対して、同時志願を可能にすることは望ましいと思う。しかし、「普通科を第1希望校とする受検生が普通科を第2希望校に設定することは、現在の普通科におけるいわゆる偏差値序列を助長する恐れがあることから、適切ではないと考える」という見解には同意しかねる。

*1 現行の入学者選抜においても、「奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針」（令和4年6月 奈良県教育委員会）において、入学者選抜における各検査の合計点や調査書の「各教科の学習成績」の合計点などを3割から7割の範囲内で定めることができることとしている。

中間まとめ概要で示されている「県内の子どもを、県内の初等・中等教育で、県教育振興大綱の基本的な方向性の中で、豊かに育むこと」を目指すならば、専門学科・普通科を目指す子どもを分け隔てなく、両者に複数志望を認め、県立高校へ通うチャンスを広げてあげてほしい。私立高校へ通う場合、授業料の軽減が進んだとはいえ、県外への通学費、学校備品費、修学旅行費など、まだまだ家計への経済的負担は県立高校へ通う生徒に比べて大きい。

なお、高校の偏差値による序列化は、高校の特色づくりや、入試制度でいえば多様な評価方法の導入などで解消を目指すべきものと考えます。

・御指摘のとおり、いわゆる偏差値による序列化の解消は、入学者選抜の改善だけでなく、総合的に取り組むべき事項であると認識しています。ただ、現状、普通科で定員に対する出願者の多寡に、学校間で大きな乖離があることを踏まえると、仮に、本文に示した「募集人員のうち事前に定める人員について第1希望校の合格者を出す」選抜方法を普通科で実施すれば、序列化の解消は難しいと考えます。

<2-1-1,2-1-2に関するイメージ>

選抜方法の例（学力検査点や調査書点を現行通りとした場合の例）

高校名	学科名	定員に対する割合	検査成績と調査書成績の取扱い（配点）	第2希望（校）の取扱い
○ ○	□ □ (専門学科)	80% ※1	学力検査3教科(120)、実技検査(40)、調査書【一部教科加 点】(165) 【※1】うち8割は第1志望(学科)を優先	無
		20% ※2	学力検査5教科(250)、調査書(135) 【※2】第1志望(学科)を優先	有
△ △	■ ■ (普通科)	90% ※3	学力検査5教科(250)、調査書(135) 【※3】うち○名までは調査書の特別な取扱い(例:スポーツ、 芸術における顕著な成績)による合格が可能	無
		10%	学力検査5教科(375)、調査書(135)	無

2-1-3 「特色選抜・一般選抜」の日程一本化の際は、実施時期を、現在の一般選抜より早めてはどうか。

日程一本化により、検査の実施日程の選択肢が広がると考えられる。実態として、私立学校も受検している生徒が多数いることから、国、私立学校の入学者選抜の日程も踏まえながら、追検査や二次募集を含めた検査の実施時期を再検討する必要がある。

その際、2-1-2の複数校志願制度を導入することを含め、検査から出願までの期間を確保する必要もあることから、中学校の教育活動への影響などを十分考慮しながら、日程の前倒しについて慎重に検討を行う必要がある。

<日程一本化、前倒しのイメージ>

月 日 曜	2																					3																																				
	上旬							中旬							下旬							上旬			中旬				下旬																													
日程一本化後の日程(イメージ)																						(仮) 共通選抜													二次募集																							
								願書・調査書受付① 願書・調査書受付②							学力検査 面接等							合格発表 追検査			検査 発表				合格発表 検査																													
							県内 県私立高入試							大阪府・京都府私立高入試 県立大附高入試							高校卒業式			高校卒業式																																		
月 日 曜	2																					3																																				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和5年度入学者選抜の日程(現行参考)	特色選抜・帰国生徒等特例措置 大和中央高校(A選抜)																					一般選抜 大和中央高校通信制課程選抜													二次募集 大和中央高校(日選抜)																							
								願書・調査書受付① 願書・調査書受付② 学力検査等① 学力検査等② 合格発表							願書・調査書受付① 願書・調査書受付② 学力検査等 合格発表*							追検査			検査 発表				合格発表 検査																													
																					追検査			通信制課程二次募集 願書受付① 検査 願書受付② 合格発表																																		

3 選抜に用いる資料について

3-1 現行学習指導要領において、学力の三要素を基に、すべての教科等の目標や内容が、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に再整理されていることに十分配慮することが求められる。

高等学校入学者選抜における学力検査については、これまでから、「基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実」^{*1}への配慮がなされているところだが、現行学習指導要領の趣旨を踏まえ、さらなる充実が求められる。

また、調査書については、中学校における学習状況を見るためには、観点別に第1学年から第3学年までの成績評価を資料とする必要があるため、これを調査書の記載事項とすることを検討する。なお、現在のところ、特に「主体的に学習に取り組む態度」の観点の学習状況の評価について、学校間での共通理解に課題があるとの意見もあることから、原則として、5段階の評定を用いて、各教科の成績を算出することとし、各高等学校において「主体的に学習に取り組む態度」を重視したい場合、面接でその力を見取るほか、定員の一部において当該観点の評価により加算した資料を用いることも可能としてはどうか。

なお、各学年の成績に乗ずる比率については、県教育委員会が、例えば「1学年：2学年：3学年＝1：1：2」など標準となる例を示した上で、2-1-1で示したように各校が独自の比率を設定し併用することなどが考えられるが、このことについては引き続き議論が必要である。

⑩昔は、中学1年生の成績を調査書に入れていた、その後「2年生から」に変更されたと記憶しているが、その変更の目的が、第1回検討委員会議事録中の委員の意見にある「1年からはじまり、そろそろ頑張りたいという2年生になり、3年生でさらに頑張る、ホップ・ステップ・ジャンプ・・・(略)」にあるならば、現中学生がそのステップを踏む必要がないほど、小学校段階で精神的に成長を遂げていると言い難い。「中1ギャップ」と呼ばれる事象がある現状と逆行した制度改革ではないか。中学1年生段階に、「自らの進路に繋がる評価」に耐えうる「学びに向かう力」を培う、ある意味モラトリアムを設けている意義は大きいと考える。また、この制度変更は、小学校での指導に影響を与えることになる。今年の小学6年生が来年の4月から変更された制度により、シビアな評価に晒されるというのは周知期間が短く拙速な制度変更と言わざるを得ない。なお、「中1ギャップを解消するため」も一因となって、小中一貫校や義務教育学校が増えている。中学1年時の成績を調査書に反映させることは、一貫校や義務教育学校を持つ地域とそうでない地域との地域間ギャップを生むことに繋がりがかねない。ぜひご再考願いたい。

*1 平成29年3月31日付け文部科学事務次官通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」2（2）

- ・選抜資料のうち調査書の位置づけを、中学校全期間の資料とするか、中学校卒業時（又は一部の学年）の資料とするかの判断が必要と考えます。現在、後者を採用していますが、前者の例として、本文に「1 学年：2 学年：3 学年 = 1：1：2」と例示しています。
- ・ご指摘のいわゆる「中1ギャップ」に関する問題や周知期間の問題などの懸案となり得る事項に関することを含め、さらに議論を深めます。

4 特別な措置等の実施について

4-1 障害等のある受検生に対して、必要な合理的配慮の提供が求められる。

第1の2（4）で述べているとおり、障害等のある受検生に対して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の趣旨に、十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害等のない受検生に比べて不利にならないようにするために配慮がなされなければならない。その際の具体的な措置は、これまでどおり、中学校で実施されていた配慮を基本としつつ、様々な支援方法の中で、本人に必要な支援が行われるよう努めなければならない。

なお、高校入学後も、中学校時の個別の教育支援計画や個別指導計画を参考に、高等学校における計画を立案し、継続した支援を行うことが重要である。

4-2 帰国生徒・外国人生徒等の受検生に対して、必要な負担軽減が求められる。

入学者選抜を行うにあたり、多様な背景をもつ生徒を受け入れることを前提に、帰国生徒等に対し、外国における教育事情の違いやそれに伴う本人の学習歴の違いなどを鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じた選抜がなされるよう現行どおり負担の軽減を図る必要がある。

なお、第1の2（1）のとおり、当該特例措置実施校における高等学校進学後の指導体制の在り方や、高等学校卒業後を見通した教育課程の在り方についても検討が求められる。

4-3 社会人が定時制課程を受検する際に、過度な負担とならないよう軽減が求められる。また、社会人が、希望する一部科目を聴講できる制度を設けてはどうか。

入学者選抜を行うにあたり、多様な背景をもつ生徒を受け入れることを前提に、社会人である受検生に対し、中学校卒業後の年月の経過などを鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう現行どおり負担の軽減を図る必要がある。

なお、これまで、成人対象の措置としていたところであるが、成年年齢の引き下げに伴い、制度の趣旨からも、社会人対象の制度であることを明示するため、制度の名称を変更することが望ましい。

また、社会人に、リカレント教育の機会を提供するため、各高等学校が開設している専門科目の聴講ができるよう制度を設けることも検討すべきである。

4-4 高校設置域内の生徒を対象とした選抜を可能とする制度を新たに設けてはどうか。

現在、南部東部地域に位置する高等学校において、地元市町村との連携の強化に向けた取組例が見られる。^{*1}このような連携強化により、「地元の生徒は地元で育てる」という機運が高まることも考えられ、地元高校への進学ニーズの向上につながることが期待される。このような場合に、地域内生徒を対象とした入学者選抜を行いニーズに応えることで、当該高等学校の地元でのプレゼンス向上につながり、さらなる活性化が期待される。

このため、地元市町村との強固な連携や十分なニーズの確認が前提とはなるが、当該高等学校にとっての必要性が認識された場合、地域内の中学生を対象とする選抜を、2-1-1で示した観点から実施可能となるように検討すべきである。

⑫某市立高校が成功事例かもしれませんが、同じ事例はなかなかすぐには生まれません。結局のところ、中高一貫校のような形になってしまうのではないのでしょうか。むしろ、高校と住んでいる地域が離れているところでも、進学できる方法を検討すべきではないでしょうか（通学用の寮を設ける、サテライトの学級での遠隔授業とスクーリングを分けて行うなど）。

- ・本項目は、本文に示しているとおり、南部東部地域など中山間地域の設置校が対象になることを想定しています。さらに、「地域枠」の設置が、当該高校や当該地域にメリットがある場合に限られ実施は限定的となると考えますが、制度上実施可能となるよう位置づけが必要として挙げています。
- ・奈良県高等学校総合寄宿舎及び2つの県立学校寮を設置しているので、その効果的な活用方法について検討を行います。

4-5 県外生徒を対象とした（いわゆる「全国募集」）の実施に関する方針の再整理が必要

県外生徒の募集、いわゆる「全国募集」は、①当該高等学校の活性化、②当該地域の活力向上への波及、③将来の本県を支える人材の育成、④本県教育資源の全国への提供など、入学者本人への利益提供という観点だけでなく、本県の教育施策の一環として実施されている。

現在は、①指定運動部、②指定学科、③入寮（十津川）というカテゴリーで実施されているが、①は指導体制が整っている未普及競技、②は全国的に稀少な学科での実施と整理し、③については、引き続き寮の有効活用を行うとともに、特に、南部東部地域において地元市町村での受け入れを前提に、いわゆる「高校留学」として受け入れるなど、カテゴリーの拡大の検討が望ましい。

*1 令和4年8月、宇陀市、曾爾村、御杖村、奈良教育大学、県立宇陀高等学校、県教育委員会の6者での包括連携協定が締結された。協定に基づき、市村に貢献できる人材育成の他、高校生による小学生への学習指導などが実施される。

⑬ 県外募集について、県立高校であるので、県外の受け入れで県内の生徒が合格できないことがあってはならないと思います。

・県外生徒の受け入れは、当該学校や地域の活性化に資するものである一方、県民の高校生への進学先を過度に圧迫することのなよにすることが必要と考えています。このため、実施拡大を検討する際においても、これまでとおり、実施校を限定の上、一定の上限枠を用いて実施すべきものと考えています。

⑭ 県外生徒を対象とした全国募集の実施について

創立40周年を迎えた高円高校、新しく高円芸術高校に生まれ変わりますます発展して頂きたい学校ですが、長年、特に音楽科で定員割れが続いていたと思います。奈良県の音楽人口は決して少ないわけではなく、また県立高校で設備も良く整っているのに生かし切れていないように感じます。

ピアニストの反田恭平さんやJNOのメンバーがレッスンに来られた事などから、全国募集出来る要素が揃って来ていると思います。

県立高校の中でもお金をかけてもらっている方だと思うので、是非とも発展させて頂きたいです。

・県外生徒の受け入れの具体的実施校については、入学者選抜の実施要項を定める際に検討すべきものと考えます。その際、当該学校や地域の活性化への影響、県内生徒への影響、教育内容の希少性（県外からのニーズ）など、総合的な判断が求められます。

5 その他

5-1 中学生とその保護者への情報提供の充実

県立高等学校においては、これまでから、「中学生の体験入学」を実施し、中学生に当該高等学校の特色等を紹介してきた。コロナ禍においても、e-オープンスクールと称して、Web上で学校紹介を行うなど、広報に努めている。一方、中学生及びその保護者からは、「高校の情報を得る機会が少ない」との声が挙がっており、発信側と受信側の感覚にずれが生じていることが否めない。中学生の情報アクセスの特性にも対応した情報発信が望ましいとの意見もあり、より効果的な広報の在り方について検討が必要である。

なお、入学者選抜への出願に当たって、志願者の動向など中学生や保護者にさらなる情報提供が必要ではないかとの意見もあり、他府県の取組等を参考に検討が必要である。

⑮ もっとオープンスクールの機会を増やすべきである。オープンスクールの様子をオンライン配信するなど、対面とオンラインの両方で参加できる形をもっと充実させるべきである。学校説明だけでなく、体験授業も増やして、それも対面とオンラインの両方から参加できるようにすればよい。また、高校の情報を得られる機会が少ないのであれば、もっとホームページの更新頻度をあげるべき。現状では、ろくに更新されていない学校もある。他にも、ホームペ

ージだけでなくTwitterや Instagramなども活用して情報発信していけばよい。広報といっても、私立と公立の教員では、その意識に雲泥の差があるので、教員の意識改革も必要であるかと思う。

- ・本文にお示している通り、従前から同様のご要望が県教育委員会に寄せられています。今後も、広報の在り方を検討し、高校の情報発信の強化に努めます。

⑩「中学生や保護者にさらなる情報提供が必要ではないか」といった生やさしい問題ではないと考える。奈良県中学校長会による入試情報の隠匿、その結果情報弱者となった、受験生や保護者に対して客観的根拠を示さない進路(受検)指導が何十年にわたって行われている。以下、2点について奈良県教育委員会は奈良県中学校長会に対して、早急に調査を行われたい。

1. 中学生の進路希望、調査書や学力テストの情報が校長会名義で収集、集約され、県下の中学進路担当教諭に配布されている。にもかかわらず、生徒や保護者への情報提供がなされない。
2. 調査書に繋がる生徒への「評価」が、本来行われるべき多面的、総合的な評価となっておらず、実質的に「相対評価」となっている。

以上2点の改善なくして、1-1「受験生の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定される選抜」の実現は不可能と考える。特に「評価」については調査書を選抜に活用する以上、その透明性が何より大切である。「生徒や保護者への説明に耐えうる"評価"」がなされることを切に希望する。またそのためには、校長会ひいては学校現場が所持する入試情報を生徒や保護者に開示し、ブラックボックス化してしまった入試制度を是正することが「はじめの一步」であると思う。

- ・生徒、保護者への情報提供の在り方について、現状を踏まえ、具体的に議論を深めます。
- ・調査書に記載する評価は、いわゆる「相対評価」ではなく、目標に準拠した評価です。現状と課題について、議論を深めます。
- ・中学校における観点別の学習状況の評価については、評定の基礎となる資料でもあることから、より適切な評価となるよう、学習指導研究会等での研修の充実に努めます。

5-2 選抜方法の改善には十分な周知期間をおく必要がある。

中学生にとって、高校の入学選抜で、どのような点が評価されるのかは、中学校での学習の仕方にも大きな影響を与えるものと考えられる。このため、入学選抜の方法を変更する場合は、中学校入学前に周知を開始することが望ましい。また、入学選抜に関する変更が、個々の受験者本人だけでなく、中学校全体の教育活動に及ぼす影響も小さくないことから、中学校関係者に対しても十分な周知を行うことが肝要である。

このため、選抜に用いる資料の取扱いを大幅に変更するに当たっては、特段の事情がない限り、例えば、令和4年度中に変更の周知を開始する場合、当該年度の小学6年生が受検する高等学校入学選抜である令和8年度入学選抜（令和7年度実施）から、変更を適用することが望ましい。

5-3 入学者選抜業務の負担軽減のため、出願関係書類のデータでの受け渡しなど、ICTの活用を積極的に検討すべき。また、今後は、Web出願やCBTの導入も研究する必要がある。

入学者選抜関係業務の円滑な遂行及び学校における働き方改革の推進のため、同業務の負担軽減は避けて通ることができない。このため、県教育委員会では、本年度に実施する入学者選抜から、中学校と高等学校の校務支援システムを連携させ、奈良県域統合型校務支援システムを導入している市町村立の中学校からの関係書類の提出等は、システム上で実施することとしている。

今後は、すでに他府県で導入事例のあるWeb出願について、そのメリット、デメリットを整理の上、実施に向けた検討が必要である。

なお、現状では、CBTの早急な導入は困難であり、まずは、採点における負担軽減策の検討が必要であるが、全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた検討などを参考に、適時に導入できるよう研究の推進が求められる。

⑩ICTの活用を積極的に進めていくのは賛成である。その方法の一つとして、デジタル採点の導入がある。公立の教員は、デジタル採点の存在を知らない者も多いが、他府県であれば公立でも導入しているところもある。入試だけでなく、普段の単元テストの採点にも使用していけば、使い方にも慣れて入試でも使いやすくなると思う。採点業務も圧倒的に負担が減り、働き方改革にもなります。

・ご意見を参考に、業務改善策の導入を検討します。

⑪電子申請システム（e古都なら）を使用して、職員の採用試験などを行っているという話を聞きました。本人確認や受験料納付の方法について検討が必要だと思いましたが、同様の仕組みで方法を検討できないでしょうか。

・ご指摘のとおり、県の情報連携基盤の中での対応を検討します。

5-4 今後も、高等学校入学者選抜に関しては不断の検討が必要であり、その検討には単に入学者選抜の在り方だけでなく、高等学校教育全般の在り方にも及ぶことが考えられることから、県立高等学校教育の在り方を検討する常設の会議体を設置してはどうか。

これまでの本委員会の検討においても、「県内生徒は県内高等学校で育むべき」「普通科、専門学科の硬直的な見方を打破すべき」「県内高等学校の抜本的な魅力化を図るべき」など、高等学校教育全般に関する意見が、何度も出されている。このように、本県高等学校教育の充実を図るには、高等学校教育全般を扱う会議体

の設置が求められるところである。

県立高等学校適正化実施計画の検証における今後の対応策として、「(仮称)高校教育改革推進会議」の設置が示されている^{*1}が、県の審議会の性格をもった会議体として、令和5年度設置に向けて準備を進めるべきである。

なお、設置後は、同検証において、高等学校教育における「県民への情報提供が不足していた」とされていることを踏まえ、会議における議論の内容の周知にも力を注ぐべきである。

⑲ 高校教育全般の在り方を考えていくことも賛成です。特にコロナ禍で、GIGAスクール構想が一気に進み、小中学校では一人一台タブレットが実現しています。それに合わせて、県立高校でも今年度からタブレットを購入してもらい2学期から本格的にタブレットを活用していくことにはなったが、おそらく学校によってその差は天と地ほどにもあると思う。さらにもっと言えば、私立と県立の差も天と地ほどにあります。また、今年度から中間考査をなくして、単元別のテストに切り替えて、観点別の評価を取り入れているものの、どれだけの教員が対応できているのか甚だ疑問である。そういった知識や経験のある教員を各校に一定数配置し、舵取りをしてもらい、学校全体で波に乗っていかないと公立は変わらないと思います。波に乗らないと時代の流れについて行くことができず、最悪の場合沈没してしまうのではないかと考えています。これでは、私立に流れて行く生徒を取り戻すことはできません。そうならないように、力のある教員を採用し、育成し、今いる教員にももっともっと研修を積んでもらい、奈良県の教育が発展していくことを切に願っています。

・高校教育全般の検討の際に、ご指摘の点も踏まえて、検討を進めます。

⑳ 高校入試の評価のための中学での学習や活動になってはいけないと思います。子育て世代の家計が厳しくなっている今、これ以上県立高校を減らすことは、あってはならない。昭和の時代に決められた県立高校の入学定員の割合を8割に広げ、地域の高校に進めることができるよう、県は県内の子ども達への教育の保障にしっかり責任を負うべきだと思います。

・現在、県立高校の入学定員は、私立学校などの他の設置者の学校との比率を決めて定めているものではありません。引き続き、中学卒業生数の動向や、前年度の出願者数などをもとに、適切な募集人員を定めてまいります。

*1 県立高等学校適正化の推進に係る検証報告書（令和3年11月 県教育委員会）<https://www.pref.nara.jp/secure/257536/houkokusyo.pdf>（P20）において、今後の対応策として、「(仮称)高校教育改革推進会議」の設置が示されている。

④ 県立高校適正化実施計画の検証から、当検討委員会を開かれていることはとても良い事だと思います。出来ればこの内容がもう少し広く周知されるよう、もう一工夫欲しいところです。今回のパブリックコメントの募集も、肝心の中学生やその保護者があまり知らないという現実もあります。出来れば県下の中学校に一齐周知をされるなど、当事者が問題意識を持って意見を出す事が一番大事かと思います。そしてこれからも広く住民の意見を聞き取り入れる姿勢を続けて頂きたいと願っています。

・引き続き、広報・広聴の充実に取り組みます。今回の意見募集についての認知度の評価を行い、必要に応じて、本委員会の議論を踏まえて県教育委員会として方針を定める際に、再度の意見募集を検討します。

(参考)

奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会設置要綱

奈良県教育委員会

(設置)

第1条 奈良県教育委員会が県立高等学校の望ましい入学者選抜の在り方について検討するにあたり、検討に資する意見を学識経験者等から聴取するため、奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討及び意見交換を行う。

- (1) 現行の県立高等学校入学者選抜の成果と課題に関すること。
- (2) 特色選抜及び一般選抜に関すること。
- (3) その他県立高等学校の入学者選抜に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員は教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育行政関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) その他教育長が委員として適当と認める者

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、教育委員会によるとりまとめが完了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き、それぞれ教育長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後に最初に開催される会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な資料の作成、分析等を行う必要があるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の設置等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会委員名簿

氏名	所属・役職	備考	委嘱・任命期間
小松 郁夫 【委員長】	京都大学特任教授、文部科学省初等中等教育局視学委員、国立教育政策研究所名誉所員	学識経験者（学校経営、比較教育、教育行政）	3. 10. 15～
赤沢 早人 【副委員長】	奈良教育大学 教授	学識経験者（教育方法、教育課程論）	3. 10. 15～
森山 賀文	県議会文教くらし委員会委員長	県民代表	3. 10. 15～4. 8. 28
田尻 匠	県議会文教くらし委員会委員長	県民代表	4. 8. 29～
上田 陽一	県都市教育長協議会 会長	桜井市教育委員会教育長	3. 10. 15～
小谷 隆男	県町村教育長協会 会長 同 顧問	下市町教育委員会教育長	3. 10. 15～4. 6. 1 4. 6. 2～
春山 真美	県 P T A 協議会 会長	児童生徒保護者	3. 10. 15～4. 8. 28
工藤 将之	県 P T A 協議会 副会長	児童生徒保護者	4. 8. 29～
吉田 浩一	県高等学校長協会 会長	県立香芝高等学校長	3. 10. 15～4. 6. 1
栢木 正樹	県高等学校長協会 会長	県立郡山高等学校長	4. 6. 2～
深瀬 重雄	県中学校長協会 会長	生駒市立鹿ノ台中学校長	3. 10. 15～4. 6. 1
熨斗 慎司	県中学校長協会 会長	大和郡山市立郡山西中学校長	4. 6. 2～
森永 晃	県小学校校長協会 会長	大和高田市立磐園小学校長	3. 10. 15～4. 6. 1
鍵本 光弘	県小学校校長協会 会長	大和郡山市立郡山南小学校長	4. 6. 2～

(所属・役職、備考は、委嘱・任命期間中のものです。)